

高齢者・障害者向け住宅整備補助事業のご案内

燕市では、高齢者や障がい者の人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるようにするとともに、介護者の負担を軽減することができるよう、住宅の改修に要する費用の助成を行っています。

(対象者)

燕市にお住まいで、次のいずれかに該当する人

ただし、以前にこの事業の補助を受けた世帯や、世帯員全員の前年の収入合計額が600万円以上の世帯は対象となりません。

- ① 概ね65歳以上で、要介護認定または要支援認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている人

(対象経費)

対象者またはその親族が所有し、かつ対象者が居住する住宅の改修に係る経費で、次のいずれかのもの（増改築は含みますが、全面的な建替えは除きます。）

- ① 廊下や階段を含む玄関等の改造
- ② 浴室の改造
- ③ トイレの改造
- ④ 居室等の改造
- ⑤ 段差解消機及び階段昇降機の設置
- ⑥ ホームエレベーターの設置

※工事の補助の内容については、基本的に介護保険の住宅改修に準じます

(補助基準額)

対象者の①に該当する人 . . . 30万円を上限

対象者の②または③に該当する人 . . . 50万円を上限（※）

※重度身体障害者日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる場合は30万円が上限となります。

(補助金額)

生活保護世帯 . . . (補助基準額) × 10/10

所得税非課税世帯 . . . (補助基準額) × 3/4 (千円未満切捨て)

所得税課税世帯 . . . (補助基準額) × 1/2 (千円未満切捨て)

(申請手続き)

必ず事前に申請し、補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください。

申請手続きなどの詳細については、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター、または以下までお問い合わせください。

お問い合わせ先

燕市 健康福祉部 長寿福祉課 地域支援相談係

電話 0256-77-8157 (直通)